

■運営準備契約の相談メモ

【相談】

センター運営業務の委託契約締結を前提に下記の準備契約を締結できないか。

<準備契約骨子（たたき台）>

○ 本契約締結の前提

- ・ 軽症中等症病床の最大確保数の使用率がおおよそ50%になった時点で、本契約を締結する。
- ・ 仮契約期間は、運用開始に向け医療スタッフを確保し育成を行う。

○ 準備期間の体制（日中雇用のみ）

- ・ プロジェクトマネジャー1人
- ・ ロジスタッフ2人

○ 業務内容

- ・ 医療スタッフの確保、育成、運用準備を行う。
- ・ 育成の場として、宿泊療養施設（抗体カクテル第二センターを含む）

○ 準備契約額の積算内訳

- ・ プロジェクトマネジャー及びロジスタッフの人件費
- ・ 医療スタッフの人件費は確保日から、フル雇用時の75%で設定
- ・ 事務手数料は人件費の10%相当